

別表（第5関係）

道路使用許可期間の基準

	道路使用の分類	期間の基準
1号	仮設道路を設置して現状の交通容量を確保する大規模な道路工事等	1年以内
	道路工事、管路埋設工事、軌道工事、地下道工事、跨道橋工事等	3か月以内
	移動入浴作業等（注1）	6か月以内
	架空線作業、マンホール作業、採血作業等	1か月以内
	ゴンドラ作業、搬出入等作業等	7日以内
2号	石碑の設置、電柱の設置、バス停標示施設の設置、ベンチの設置、上屋の設置、アーケードの設置、日よけの設置、上空通路の設置、上空工作物の設置、掲示板その他の広告板の設置、電柱の添架広告物の設置、取付看板の設置、情報提供装置の設置、公衆用ごみ容器の設置等	申請の期間（道路の占用許可の期間と同一）
	立て看板の設置、横断幕の設置、飾り付けの設置、建築作業用工作物（仮囲い等）の設置等	1か月以内
	舞台、やぐら等の設置	7日以内
3号	露店、屋台店、靴磨き等の店、商品の陳列台等	1か月以内（定型的なものは1年以内（注2））
4号	みこし、ロケーション、人寄せ、消防訓練、祭礼行事、集団行進、寄附金募集、宣伝物交付等	7日以内
	車両装飾（街頭宣伝）等	1か月以内
	路上競技等	7日以内
	自動運転実証実験	6か月以内

注：1 「移動入浴作業」とは、介護保険法に基づく移動入浴介護のために使用する車両を用いて、法第77条第1項第1号に規定する次の形態により行うものをいう。

- 入浴設備を搭載した車両の中で要介護者を入浴させる行為
- 湯沸装置を積載した車両からホースを用いて要介護者宅へ湯を供給する行為

なお、道路上において上記のような作業を伴わない、訪問先の居宅において入浴介護を行う等の訪問介護サービスに係る車両のやむを得ない駐車については、法第45条第1項ただし書の規定による駐車許可として取り扱うこと。

2 「定型的」とは、年間を通じ、出店日、出店場所が特定されており、毎月1回以上定期的に出店されるものをいう。